

# 李善注本「文選序」の音注について

——「加注者」の検討と「別、入聲」の解釋——

松 浦 友 久

## (一) 序

現行の李善注本『文選』<sup>(1)</sup>(尤刻本・胡刻本)の「序」には、二ヶ所にわたって、「別、入聲」の音注が見られる。

① 四言五言、區別入聲、區以別入聲矣。

② 所以褒貶是非、紀別入聲、異同。

すでに別稿<sup>(2)</sup>で指摘したごとく、李善注や五臣注のような『文選』の舊注には、研究史的には言及されないままの、興味ある音注(以下、「音義」も含めて「音注」と呼ぶ)が見られる。別稿の論題、すなわち、「歸去來兮辭」の「園日涉以成

李善注本「文選序」の音注について(松浦)

趣」に付された「趣、避聲也、七喻切」の「避聲」も、他にほとんど用例を見ない音注史料であった。同様に、「文選序」に付されたこの「別、入聲」も、管見の範囲では他に用例が見いだせず、特に、典型的な「入聲」字の「別」になぜ「入聲」の注が加えられたのか、にわかには判断がつきにくい。本稿では、まず、この例を含む「文選序」の音注の加注者は誰か、という基本的な問題について検討するとともに、あわせて、その小結論に即しつつ、「別、入聲」が何を意味するかについて、現在までに理解しえた知見を述べてみたい。

## (二) 「加注者」の検討

始めに、書誌的な異同を記せば、『李善注本』は、第一行に「文選序」、第二行に「梁昭明太子撰」と題し、第三行か

ら「式觀元始」と「序」が始まって、破音字や難讀字の下に雙行注の形で音注が入る、という形式である。

一方、『五臣注本』<sup>3)</sup>は、第一行に「文選序」、第二行に「梁昭明太子撰」と題し、題下に雙行注で「銑曰、梁姓蕭氏……」と張銑の注が入り、第三行以下の「序文」には、五臣の義注および、『李善注本』と(基本的に)共通の音注(後述)が雙行で加えられている。

さらに、『六臣注本』<sup>4)</sup>のうちの四部叢刊本では、第一行に「六臣註文選序」、第二行に「梁昭明太子撰」、第三行に雙行注で「施諡曰昭明」の五字が加えられ、第四行に「唐李善註」、第四・五行に「唐呂延濟・劉良・張銑・呂向・李周翰註」と題し、第七行以下の「序文」では、『五臣注本』と(基本的に)同じ義注と音注が加えられている。(明州刊本は「五臣李善注」の『六臣注本』であるが、四部叢刊本の第四行以下のよ<sup>補注A</sup>うな加注者提示はなく、そのまま第三行目の「序文」に入る)。

次に、當面の問題である『李善注本』の「別、入聲」の音注の異同について記せば、『五臣注本』では、前者<sup>A</sup>についても後者<sup>B</sup>についても「入」とだけ注記する。また、『六臣注本』では、<sup>A</sup>には音注がなく、<sup>B</sup>には『五臣注本』と同じく「入」とだけ注記している。

さらに、「別」以外の文字に關する音注を全體的に見ると、『李善注』の注記は、原則として、やや簡略化された形で『五臣注』『六臣注』にも注記されるが、中には、逆に『五臣注』『六臣注』にのみ見える注記が、少數ながら存在する。

ところで、「文選序」への注記という點で、『李善注』と『五臣注』『六臣注』の間に見られる最も大きい相違は、『李善注本』では、音注以外には全く注が存在しないのに對して、『五臣注本』『六臣注本』では、本文の部分と同種の詳細な義注が「序」にも加えられている、という點である。

ここでまず問題となるのは、なぜ李善本では「序」に音注以外の注が無いのか、という點である。

この點については、李善本「卷之一」以下の各卷の冒頭に置かれた「李善注」の標示、すなわち、「文林郎守太子右内率府錄事參軍事・崇賢館直學士・臣李善注上」の一行が無いことよって、<sup>1)</sup>李善はもともと「序」には注を加えなかった、<sup>2)</sup>従つて、その「音注」も李善の注ではない、と見ておくことが、ひとまず可能であろう。

とすれば、次には、なぜ李善本・五臣本・六臣本の「序」の音注は基本的に共通しているのか、↓なぜ先出の李善本の「序」に、後出の五臣本・六臣本と共通の音注が見られるの

か、↓三者の「序」に見られる共通の「音注」の繼承關係は、  
 どうかの、か↓李善本の「序」の音注は誰が加えたものか、  
 ——という一連の疑問が生まれてくるであろう。

この一連の疑問を解く直接のカギは、現行の李善注本の成  
 立過程に在るであろう。

唐の高宗の顯慶三年（六五八）に「李善注」が奏上され（李  
 善「上文選注表」）、その六〇年後、玄宗の開元六年（七一八）  
 に「五臣注」が奏上され（呂延祚「進集注文選表」）て以來、  
 『文選』には性格の異なる二種類の注釋本が並行するようにな  
 った。しかし、北宋期の『五臣注本』盛行のなかで、主と  
 して使用上の便宜から五臣注・李善注を合刻したいわゆる  
 『六臣注本』が刊行されるようになる、李善の單注本はほと  
 んど姿を消す状態となった。その状態を憂えて、『六臣注  
 本』から李善注だけを輯録したものが、現行の『李善注』本  
 である。しかし、その輯録は必ずしも正確には行なわれなかつた。

こうした経緯から考えれば、先出本のはずである『李善  
 本』の「序」に、後出本としての『五臣本』『六臣本』と共  
 通の音注が見られることも、不思議ではなくなる。つまり、  
 『六臣注本』から「李善注」を輯録して單注本とする際に、

李善注本「文選序」の音注について（松浦）

「序」に加えられた「五臣注」全體のなから、「音注」の部  
 分だけを抽出・輯録し、新たな『李善單注本』の「序」に  
 加えたのではないか——ということが推測されるわけであ  
 る。

とすれば、現行『李善注本』の「序」に見える音注は、直  
 接的には當時の『六臣注本』の、間接的には北宋期に盛行し  
 た『五臣注本』の「音注」に他ならないことになる。恐らく  
 輯録者は、①自分が依據した『六臣注本』の「序」の冒頭に、  
 （前記のごとく）「唐、李善註」と「唐、呂延濟……李周翰註」  
 の二條が明記されていること、しかも、②「音注」以外の諸  
 注には、「銑曰……」「向曰……」「翰曰……」等々、五臣の  
 名が記されていること——の二點から、五臣の名のついてい  
 ない「音注」については、李善の加えた可能性を否定しきれ  
 ず、自己の輯録・刊行した新たな『李善單注本』の「序」  
 に加注したものであろう。

では、現行『李善注本』の「序」の「音注」は、本當に  
 『六臣注本』中の「五臣注」の音注だと見てよいであろうか。  
 結論的に言えばまさにそうであり、以下の二つの事實を、そ  
 の論據として指摘することができる。

## 中國詩文論叢 第十六集

第一は、より具體的な事實、すなわち、加注の體例である。李善本・五臣本・六臣本の「序」に見える音注は、「逮乎伏羲氏之王<sup>去</sup>天下也」から始まって、「凡、次文之體、各以彙<sup>于</sup>聚」に終るまで、すべて發音を注すべき當該文字の下に、雙行で付記されている。これは、五臣本の「卷第一」以下の「正文」への音注、例えば「雍容掄揚、著<sup>張</sup>於後嗣」(班固「兩都賦、序」)や、「則天地之隩<sup>馬</sup>區焉」(同「西都賦」と、同じ方式である。(この點は、六臣本に付された五臣の音注についても、當然ながら同じ)。

これに對して、李善本の正文に付された李善の音注は、例えば「雍容掄揚、著於後嗣、抑亦雅頌之亞也」(以下、雙行注はカ、コ内に一行で記す)(說文曰、掄、引也、以珠切。……)。「兩都賦、序」や、「則天地之隩、區焉」(……。說文曰、隩、四方之王、可以定居也。於報切)。「西都賦」のように、原則として、一句の末尾に置かれている。

李善や五臣の音注が、相互に異なつたこうした原則をもつことは、今日、唐舊鈔李善注本・五臣注本の殘卷によつても確認できるものであり、それだけに、現行の李善本音注に見られる少數の例外は、六臣注本から李善注を抽出する際の體例的な誤り、と見ておくのがよいであろう。

現行李善本の「序」の音注を、本來は五臣本の音注だつたと見なす第二の論據は、その音注の性格である。

一般に、『文選』の注釋史においては、早くから音注・音義類への關心が示されている。書名の知られる最初の注釋、隋の蕭該『文選音』三卷を始め、隋末唐初の曹憲『文選音義』(卷亡)、唐初の許淹『文選音』十卷、公孫羅『文選音義』十卷、釋道淹『文選音義』十卷、等々。それらは、現在みな佚書となり、部分的に『文選集注』などに引かれるのみであるが、初期の文選學において音注・音義類が重視されていたこと自體は、十分にうかがえよう\*。

\* その主要な理由は、第一には、『文選』所收の作品が、歴大な漢賦を始め、難解な文字を多く含むものだったこと、第二には、六朝末期から唐初にかけてのこの時期が、「平上去入」の四聲體系を認識の枠組とした——「四聲別義」を方法化した——「中古的古典學」の形成・實踐期に當つていたこと、の二點に因つてである。

李善の音注も五臣の音注も、基本的にはこうした時代的風潮を承けたものであるが、兩者の音注の基準には、——全體的に通觀すれば——かなり、客觀的な性格の相違が認められ

る。

それは當然、李善注全體、五臣注全體の相違とも無關係ではない。すなわち、客觀的な典據引證を特色とする李善注に相應しく、李善は、原則としてまず、當該字の、信賴すべき典籍における用例を示し、その字義を示してから音注を加える。音注を加えるものは、主として難讀字であるが、諧聲文字で音は類推しやすいものでも、使用頻度の低いものについては、正確を期して音注を加えている。逆に、「破音」字については、——それを讀書人の常識的知識と見るためか——ほとんど音注の對象としていない。(例えば「西都賦」に見られる「唯唯」「大宛」など)。

これに對して五臣注は、編纂の基本方針が李善注への批判——適切な「訓釋」による文意の明確化——に在る。それだけに、音注に關しても、難字・罕見字はもとより、特に「破音字」は文意の決定に關係するものであるため、ほとんど細大漏らさず丁寧に音注を加えている。前記の「唯唯」「大宛」についても、「上聲」(wei, wei)、「於袁」(Da Yuan)と加注され、それが「如字」(基本義)の用法ではなく、「破音・破讀」(派生義)の用法であることを明示している。この點は、「西都賦」だけを見ても、「著」(張慮)於後嗣「入聲」「つく」では

李善注本「文選序」の音注について(松浦)

なく、去聲「あらわれる」、「冠」(古亂)以九嶼「(名詞)かんむり」ではなく動詞「かぶる・冠たり」、「備以嚴更」(平)之署「(副詞ではなく名詞)」、「覽滄海之湯湯」(音傷)「傷」を音とす「(如字)ではなく「水が豊かに流れるさま」のように、きわめて周到である。

そればかりではない。「以極衆人之所眩」(音縣)曜「(惑亂)と「目眩」(胡徧)轉而意迷「(眩暈)のように如字と破音をともに表示するケースや、「秦漢之所極觀」(古亂)淵雲之所頌歎「のように、押韻字ゆえの特殊な破讀(如字でありながら「觀」を去聲に讀む)の表示など、『文選』の文章をどう讀んでゆかかといううえでの詳細な音注が、周到に加えられている。

要するに一言で言えば、五臣の音注は、五臣の義注と同じく、「文意の明確化」と「讀音の標準化」を意圖した、啓蒙的・教育的な性格を基本としている、と言うべきであろう。

この點から、現行の李善本・五臣本・六臣本の「文選序」に加えられた音注を見れば、それがまさしく五臣注に他ならないことが確認される。すなわち、「王」(去聲)天下——天下に王たり「積水曾」(作能)微増冰之凜「(力錦)——積水曾ち増冰の凜たる微し」「四曰興」(去聲)——四に曰く興「則有憑

虛亡(音無)是之作——則ち憑虚・亡是の作有り」「降(下江)將——降(降伏せる)將」「論(去聲)則——論(名詞・文體名)は則ち」「篇辭引(以進反)序——篇・辭・引(文體名)・序」「源流開(去聲)出——源流開出(數多く出現)す」「時更(平聲)七代——時は七代を更ふ」「數(去聲)逾千祀——數(名詞・歲月)は千祀を逾ゆ」「重(去聲)以芟(音杉)夷——重ぬるに芟夷を以つてす」「さらに刈り込んで整理を加える」「食(音異)其(音饑)——食其(人名)」「錯比(避)文華——文華を錯比す「錯え比べる」」等々がそれである。ここには、きわめて初歩的・啓蒙的な破音例(「王・興……」)から、比較的「如字」の音で讀み過(こ)してしまいやすい破音例(「引・開・重……」)が、入念に指摘されている。

また、「分鏢(彼嬌)——鏢(くつわ)を分かつ」「芟(音杉)夷——芟夷」等のように(破音のない)難讀字に音注が加えられていることも、「序文」に見える音注の、啓蒙性・教育性を示すものと言えよう。

——以上のように見ると、現行の李善注本『文選』の序に見える音注は、その、**A** 加注の體例においても、**B** 音注の性格・内容においても、まさに「五臣注」の音注に他ならないことが確認される。恐らくは、宋代に六臣注から李善注

が抽出されたとき、六臣注本の「序」の冒頭に李善注の名稱が並記されていたことが原因で、抽出者はこれを、李善の音注(少なくとも、その可能性あり)と判断し、新たな李善單注本の「序」に加えたものであろう。

\* 注(8)に記したように、『六臣注本』から現行の『李善注本』が抽出された、というのは現在までの通説であるが、これに対する批判として、——北宋中期から『李善注文選』は國子監刻本として存在し、北宋末期の『六臣注文選』よりも數十年先行しているのだから、南宋初期尤袁刻本を祖本とする現行の李善單注本は『六臣注本』からの抽出本ではない(要旨)、とする專論が發表された。(程毅中・白化文「略談李善注《文選》的尤刻本」『文物』、一九七六年第十一期)。

また、岡村繁「文選集注と宋明版行の李善注」(『加賀博士退官記念・中國文史哲學論集』講談社、一九七九年)も基本的にこの見解を支持し、さらに、『李善注本』には「李善自注本」とその「後補本」の二種が並行し、前者が現行李注諸本の祖本と考えられる旨、新たな論旨を展開して説得力をもつ。

しかし、北宋中期に國子監本の李善注が刊行されたという事實、および、北宋末期に最初の六臣注本が刊行されたという事實(20)は、南宋前期に現行李善注本の祖本が『六臣注本』から抽出されたという可能性を、必ずしも否定するものではない。

なぜなら、①南宋前期の尤袤本刊行期において李善注の善本が乏しかったことは、尤袤自身の題跋に見えて<sup>(21)</sup>いるし、②後出の『六臣注本』が、その便利さゆえに大いに流行し、先行の北宋中期刊の國子監本系『李善單注本』の普及・流行を妨げること、十分に考えられるからである。

この問題については、本稿第(二)章で指摘してきた小結論、すなわち、①「音注の體例」と、②「音注の内容・性格」の両面から見て、現行李善注本「文選序」の音注が明らかに『五臣注本・六臣注本』からの抽出・轉載と考えられる——という點が、特に大きな意味をもつであろう。

なぜなら、①もし現行の『李善注本』がもとも北宋期の『李善單注本』自體を整備したものだとするれば、なぜ、新たな『李善注本』の「序」の音注に(ノーマントのまま)『五臣注本』の「音注」が轉用されているのか、その説明がつかないこと。

②またもし、現行の『李善注本』の「序」の音注が、『六臣注本』からではなく、『五臣注本』から抽出・轉載されたとするれば、『李善注』を全く含まぬ『五臣注本』のなから、なぜ「音注」だけが、新たな『李善注本』に相應しいものとして抽出・轉載されたのか、その説明がつかないこと。

③従って、現行『李善注本』の「序」の「音注」は、やはり、兩注併存の『六臣注本』——特に、「李善注」を優先した『李善五臣注本』——から、李善に關わるものとして抽出・轉載された、と見ておくのが妥當だということにならう。<sup>(補注B)</sup>

李善注本「文選序」の音注について(松浦)

——以上のように、「文選序」の「音注」の素性を確認することは、結果的に、現行『李善注本』の成立過程を考えるうえでも有効性をもつわけである。

むしろ、現行李注本の「序」に音注の加注者として李善の名が提示されていない點から見ても、抽出者が無條件にこれを李善音注と見なした可能性は小さいであろう。しかし、當の抽出者が、五臣注本・六臣注本に満足せずあえて『李善單注本』の復原を意圖したその立場から言えば、何らのコメントも無しに、五臣注の音注を李善注本の「序」に轉用するということとは、きわめて安易な、誤解されやすい態度と批判されねばならない。

そして、本稿のもう一つの論點、「別(入聲)」の音注は、まさにそうした經緯をもつ音注の一つとして、存在しているわけである。

### (三) 「別(入聲)」の解釋

周知のように、「別」は「廣韻」(入聲十七薛)「集韻」(入聲十七薛)に屬する典型的な入聲字である。むしろ、特殊な用法として、「變」や「辨」のような去聲字との普通の用例は<sup>(22)</sup>

見いだせる。が、『文選』の「序」におけるような、「四言五言、區以別矣——四言・五言、區れて以つて別れたり矣」「褒貶是非、紀別異同——是非を褒貶し、異同を紀別す」といった極めて一般的な用法の文字に、あえて「入聲」と音注していることは、どのような意味をもつのか。この音注が、他にほとんど用例を見ない稀少史料であり、かつまた、從來この點への專論や言及がほとんど見られない状態であるだけに、ここで可能な範圍での解釋を試みておくことは、音釋史的にも無意味なことではないであらう。

この問題を考えるためには、「入聲」に他ならない「別」の字が中古的古典學史において、どのように音注・音釋されてきたか、という點への注目が必要であらう。

六期末期(五八三—五八九年ごろ)に成立した『經典釋文』は、漢末以來、徐々に蓄積されてきた音義史料を集大成することによって、音注・音釋を中心とした新たな古典學の方法と史料を提供した。<sup>(23)</sup> それだけに、この「別」字についても、多數の音注を示している。

いま、潘重規『經典釋文韻編』によってその概況を見れば、『易』(鼎)の「賢愚別」(彼列反)から『爾雅』(釋畜)の「別

(彼列反)に到るまで、總數三〇〇例に近いその音注の中で、大部分は「彼列反」の反切が示され、稀に『禮記』(玉藻)の「自別」(彼列反、又如字)のように、「又音」として「如字」が示されているだけである。

では、入聲「別」の破音と如字は、韻書ではどう區別されているだろうか。「廣韻」(入聲、十七薛)には、「別」を首字とする「小韻」があり、その「別」字の義と音について、「異也、離也、解也。……皮列切。又彼列切。一二」と記す。さらに、ほぼ續いて「筭」(分筭。一云、分契。方別切。五)を首表字とする小韻があり、その第五字において、「別、分別」と記している。

この點から見れば、中古音の入聲「別」には、語頭子音の清濁の差によって、

正音(如字)∥皮列切(並母∥濁音**b**)。異也・離也・解也。  
又音(破音)∥彼列切・方別切(幫母∥清音**p**)。分別(也)。

の對比が有り、①濁音を聲母とする「如字」(正音・無注)の「別」は、「異なる・離れる・解ける」等の(自動詞を中心とし

た)用法を基本とし「注(34)参照」、②清音を聲母とする「破音」(又音・有注)の「別」は、「分ける・區別する・辨別する」等の(他動詞を中心とした)用法を基本としている——ということが確認される。

こうした原則から「文選序」の音注「別(入聲)」を見れば、それは當然、「入聲の破音」(又音)であること、すなわち、「彼列切・方別切」||「區分する」を意味していることになる。事實、この點は、文意の面からも裏づけられる。

(A) 退傳有在鄒之作、降將著河梁之篇。四言五言、區以別矣。

退傳(たいふ)(隱退した補佐役||前漢の韋孟)は、「鄒に在りての作」(四言五十二句)有り。降將(かうじやう)(我降した將軍||前漢の李陵)は、「河梁の篇」(五言十句)を著(あ)はす。四言・五言、區(わ)れて以(も)つて別(わか)れたり。

(B) 至於記事之史、繫年之書、所以褒貶是非、紀別異同。方之篇翰、亦已不同。

記事の史・繫年の書(歴史書の類)に至りては、是非を褒貶し、異同を紀し別(わか)つ所以なり。之を篇翰(詩文)に方(か)ぶれば、亦た已に同じからず。

李善注本「文選序」の音注について(松浦)

(A)では、漢代になって、四言詩と五言詩がそれぞれに區別され、独自のスタイルとして並行的に行なわれるようになって、という「區分・區別」の意が、この「別」の中核になっている。また(B)でも、歴史書の類は、史實の是非を褒貶し、史實の異同を紀し分か(わ)つ(正しく記録して區分する)ためのもの、というように、より明確に「區分・區別」の意が中核になっている。——「別(入聲)」の音注が、この點を明示するためのものだったことは、まったく疑問の餘地がないと言えよう。

次の問題は、なぜこれが『經典釋文』のような「反切」表記によってではなく、「入聲」という混らわしい聲調表記によって注記されているのか、という點である。この場合、當時の『文選』の讀者の知識水準にとつて、「入聲」という音注それ自體が「入聲の破音」を意味した、という推測は、いさう可能であろう。しかし、①五臣の音注の方針が——上記のごとく——啓蒙性・教育性を基調としていたこと、②「卷之一」以下の『文選』正文に付された五臣の音注には、「聲調」や「直音」も有るが「反切」も有ること、から考えれ

ば、ここではやはり、もう少し具體的な原因が有つたと見る  
 ほうが、實態に近いであろう。

この點に關して注目されるのは、唐の顏師古『匡謬正俗』  
 (卷六「副」)や、張守節『史記正義』(「發字例」)に見られる  
 「點發」(「圈發」)の注音方式である。いま、より凡例的に明示  
 された『史記正義』の記述を示せば、次のようになる。

古書字少、假借蓋多。字或數音、觀義點發、皆依平上  
 去入。若發平聲、每從寅起。<sup>(26)</sup>又一字三四音者、同聲異  
 喚、一處共發、恐難辨別。故略舉四十二字、如字初音  
 者、皆爲正字、不須點發。

古書、字少なし。假借、蓋し多からん。字、或いは數  
 音あらば、義を觀て點發し、皆な平上去入に依る。若し  
 平聲を發すれば、毎に「寅」從り起る。又た、一字に  
 して三四音なる者、同聲にして異喚なるとき、一處に共  
 に發すれば、恐らくは辨別し難からん。故に、略々四十  
 二字を擧ぐるも、字の如く初音なる者は、皆な「正字」  
 と爲し、點發するを須ひず。

すなわち、「點發」とは、「一字多音」の文字の「音」と

「義」を正確に讀み分けるための方法であり、それぞれの意  
 味を擔當する「平・上・去・入」の聲調に即して「點發」の  
 記號を加えてゆく。ただし、この方法では、「一字多音」で  
 ありながら「聲調」が同じで(子音・母音などの)「發音」が  
 異なるものについては——同一聲調に即して同一個所に點發  
 することになるので——區別がつかなくなってしまう。そこ  
 で、「如字」(文字通りの基本的用法)で、「初音」(基本音)によ  
 って讀まれるものは「正字」と見なし、點發を加えない。そ  
 して、「破音」によって派生義を表わすものだけに點發を加  
 える、——という加注方式になるわけである。

ところで、「發字例」に擧げられた四十字ほどの例字には、  
 當の「別」字は入っていない。が、この方法によって入聲「別」  
 に點發を加えたとすれば、すでに明らかなく、<sup>(27)</sup>「如字」  
 (初音・正音)を擔當する濁音系の「皮列切」(異也・離也・解  
 也)の用法については點發が加えられず、「破音」を擔當す  
 る清音系の「彼列切・方別切」(分別也)の用法だけに點發  
 記號が加えられることになる。

従つて、もし或るテキストにおいて、「文選、序」の音注  
 がこの「點發」によって記されていたとすれば、本來は「入  
 聲の破音」を示すはずだった點發が、たんに「入聲」のみを

示す記號と誤解されてしまう可能性は、十分に有りえよう。特に「文選序」においては、「王(去聲)」「興(去聲)」「論(去聲)」「閒(去聲)」「更(平聲)」「數(去聲)」「重(去聲)」というように、破音を示す音釋が「聲調」だけで示されているケースが系統的に存在している。こうした體例を前提として考えれば、「別」の點發記號についても、それを聲調だけの表示で「別(入聲)」と書き換えてしまう可能性は、いっそう大きかったであろうと言つてよい。

最後にのこつた問題は、なぜこつた特殊な音注が、「序」の部分にだけ見られるのか、という點である。例えば李善本卷四十五、五臣本卷二十三所收の杜元凱「春秋左氏傳序」に見られる「記事者、……所以紀遠近、別同異也——……同異を別つ所以なり」や、李善本卷二十、五臣本卷十所收の、曹子建「上賁躬應詔詩表」に見られる「不別荆棘者、慶雲之惠也——荆棘を別たざる者は……」等の用例は、「文選序」の音注の基準で言えば、當然「別(入聲)」の注が有るべき所である。しかし、李善注本はもとより、五臣注本・六臣注本にもこの種の音注は見られない。

これは恐らく、①「別」字自體における「清音・濁音の統

李善注本「文選序」の音注について(松浦)

一」(濁音の消失)と、②「點發」方式自體の消長、とによるものと考えるのがよいであろう。

通時的に見た場合、「切韻」系韻書の聲母を反映すると考えられる『廣韻』の聲母「三十七種」にも、唐宋・五代の聲母を反映すると考えられる「三十六字母」にも、「濁・次濁」と「清・次清」の區別はむしろ存在する。しかし、日本の遣唐使・留學生が將來したいわゆる「漢音」に、「巨・求・奇」(群母/ㄐ/ㄑ/ㄒ)、「胡・下・何」(匣母/ㄎ/ㄏ/ㄒ)、「杜・唐・特」(定母/ㄉ/ㄊ/ㄎ)、「直・柱」(澄母/ㄉ/ㄊ/ㄒ)、「神・食・誓」(神母/ㄒ)、「承・臣・植」(禪母/ㄘ/ㄑ/ㄒ)、「步・白・皮」(並母/ㄆ/ㄇ)等々、——偶然にはなく系統的に——濁音が反映していないという點に明らかなく、當時の長安地方の發音では、早くも濁音が退化し陰陽の差へと移りつつあったこと、しかし、清濁の差による破音機能は、必ずしも完全には陰陽の差による破音として繼承されなかつたこと、が推測される。また、近世く現代の北方語で濁音が消失していることは、現代の普通話の聲母とも關連して、理解しやすい。

一方、『經典釋文』は、六朝隋末ごろまでの、南人から見た雅音を示すものであるから、當然、清・濁の差は明確に反映している。その清・濁の體系を反映した「入聲の破音」を

五、臣注（八世紀前半）の作者たちが、「文選」に注記しようとしたとき、それは古典的には有意義な音注でありながら、長安地方の標準音としてはあまり實感的でない、觀念上の知識でしかなかったことが、當時の音聲情況として想像されよう。

他方また、「破音」による音釋を「聲調」表示によつて示そうという「點發」方式も、それが「皆依平上去入」（『史記正義』發字例）という原理に據っているがゆえに、「點發」の記號は、ほどなく「平上去入」そのものを表わす「四聲點」へと轉化・發展してゆく必然性をもつていた。<sup>(27)</sup> 通時的に見た場合、「點發」方式は、隋末の『經典釋文』の事例から、唐初の顏師古『匡謬正俗』、盛唐の張守節『史記正義』など、隋末から唐代前半（八世紀前半）までの音注方式だったと見るのが相應しい。<sup>(29)</sup> 従つて、こうした「點發」記號の機械的轉寫による「別（入聲）」の音注方式は、『文選』正文の全體に及ぼすほどの普遍性をもちえなかつたのだと判断されよう。

恐らくはこうした情況のなかで、五臣注の作者たちは、① 點發盛行期<sup>(30)</sup>の音注として、「別」に関する點發史料を全く無視することは困難であり、しかし、② すでに消失しつつかつた「別」の聲母の清濁による「破音」を普遍化することも實感を伴なわなかつたため、——一つの「體例的な史料のモデ

ル」として——「正文」ならぬ「序文」にだけ「別（入聲）」と注記したのではなかるうか。『五臣注』の啓蒙的・教育的加注態度を考えれば、この想定の蓋然性は、かなり大きいものと考えられる。

#### (四) 結語

言うまでもなく、『文選』は、中國の文學史・學術史において、きわめて大きな役割を果してきた。唐初すでに「文選」の名が生まれ、宋代には「文選爛、秀才半」と語られる<sup>(31)</sup>ほどに、科擧體制にも組みこまれた必讀書であつた。またその注釋の面でも、初期の李善注・五臣注に對する褒貶をも含みつつ、おびただしい選學の書が書かれてきた。

その中にはむろん、すでに散佚した隋末・唐初の音義類（第(二)章參照）を始め、現存の明の王象乾『文選音注』、清の余蕭客『文選音義』など、音注・音釋に關わる專著も數多く含まれている。換言すれば、『文選』の文字をどういふ發音で讀み、どういふ内容として解釋するか、ということへの音注・音釋的關心は、『文選』學の主要な分野の一つだつたと言ふべきであらう。

それにも關わらず、現行の『文選』諸本の冒頭を飾る「序

文」の音注について、これまで系統的な専論が見られない<sup>(33)</sup>は、なぜであらうか。本稿が一つの試論を提出し、廣く関係各位の批正を得たいと願うのは、このためである。

### 〈注〉

- (1) 北京圖書館藏・尤袤刻本『李善注文選』影印覆製本(中華書局、一九七四年)、胡克家刻本『李善注文選』影印本(中華書局、一九七七年)。
- (2) 「李善音注」趨、避聲也——「歸去來兮辭」の修辭效果に關する一考察」(『中國詩文論叢』中國詩文研究會、第十四集、一九九五年十月)。
- (3) 臺灣、國立中央圖書館藏・南宋紹興三十一年建陽崇化書房陳八郎刊本『五臣注文選』影印本(國立中央圖書館、一九八一年)。
- (4) ④南宋紹興明州刊本『六臣注文選』(『五臣李善注文』)(金澤文庫舊藏足利學校藏本、汲古書院影印、一九七四〜七五年)、⑤四部叢刊影宋『六臣注文選』(『李善五臣注文』)。
- (5) 例えば、『五臣注・六臣注文』に見られる「黼(音甫)<sup>〔甫音甫〕</sup>、六臣本作甫」を音とす。「黻(甫勿)」は、『李善注文』には見えない。
- (6) 『李善注』諸本は、「文選序」に次いで掲げる。
- (7) 『五臣注文』、『六臣注文』ともに「文選序」の前に掲げる。
- (8) これは現在の通説と言へば見かたであり、①『四庫全書』李善注本「文選序」の音注について(松浦)

総目提要」(集部總集類一、內府祕藏明版毛氏汲古閣本『李善注文選』)、②斯波六郎「文選諸本の研究」(『文選索引』一)付載、京都大學人文科學研究所、一九五七年)、③注(1)所掲胡刻本『李善注文選』(中華書局影印)の「出版說明」、等とその説が見られる。この通説に對する批判説の紹介と、批判説に對する筆者(松浦)自身の見解は、第(二)章の後半\*印の補注に提出する。

- (9) 參照：注(8)所掲の②「文選諸本の研究」二一〜二二頁。
- (10) 例えば、中華書局影印胡刻本第七葉乙「冠<sup>古</sup>亂」、同第九葉甲「爛<sup>音</sup>」等。
- (11) 『隋書經籍志』(卷四、集、總集)等。
- (12) 『舊唐書』(卷一八九上「儒學傳」)、『新唐書』(卷六十「藝文志、四」)等。
- (13) 『舊唐書』(卷一八九上「儒學傳」)。
- (14) 『舊唐書』(卷四十七「經籍志、下」)、『舊唐書』(「儒學傳」)等。
- (15) 『舊唐書』(卷四十七「經籍志、下」)等。
- (16) 參照：「認識の枠組としての『平上去入』體系——『中古的古典學』の形成と繼承」(『中國文學研究』第二十二期、早稻田大學中國文學會、一九九六年十二月)。
- (17) 「往有李善、時謂宿儒、推而傳之、成六十卷。忽發章句、是徵載籍。述作之由、何嘗措翰。使復精覈注引、則陷於末學。質訪指趣、則歸然舊文。祇謂攪心、胡謂析理。懲其若

## 中國詩文論叢 第十六集

是、志爲訓釋。……作者爲志、森乎可觀。……」(呂延祚「進集注文選表」)。

(18) この「重」は、現代語では「陽平」に讀まれるが、中古音では、『廣韻』(去聲三用「更爲也」)や『集韻』(同「一曰、再也」)と記されるように「去聲」で讀まれるのが標準であった。参照：水谷誠「杜詩詳注」に見える「義從平聲、讀用去聲」について——破音字と近體律をめぐって」(『中國詩文論叢』第三集、中國詩文研究會、一九八四年六月)。

(19) 参照：注(8)所掲の③胡刻本影印「出版説明」、および所引の『宋會要輯稿』第五十五冊。また、清の彭元瑞『知聖堂齋讀書跋』卷二、(昭明文選)等。

(20) 参照：朱彝尊『曝書亭集』卷五十二「宋本六家注文選跋」。  
(21) 「今、是書(『文選』)流傳於世、皆是五臣注本。……(李善注本)雖四明・贛上、各嘗刊勒、往往裁節語句、可恨。……」

淳熙辛丑(一一八一年)上巳日、晋陵尤袤題」。

(22) 「別、求聞由古先哲王、用康保民」(『尚書』康誥)、「辨、編也。古字、別與辨通」(王引之『經義述聞』尚書、下「別求・別播敷」)。「聖人虎別(變)、……君子豹別(變)……」(揚雄『法言』吾子第二)、等。

(23) 注(16)所掲論文の第(三)章参照。

(24) 正確に言えば、この後、さらに全體から十例を追加している。

(25) 「別(入聲)」と「點發」との關連の可能性という點につい

ては、平山久雄氏の教示を得た。

(26) この點について、石塚晴通「敦煌の加點本」(講座・敦煌、第五卷「敦煌漢文文獻」大東出版社、一九九二年)は、「平聲を「寅」とする起點は方位より文字の右上角と解(傍点、松浦)される」とする。また、點發の起點が時期によって變化する實例も擧げている。

(27) 参照：注(26)所掲の石塚論文。

(28) 現在の點發史料の早期の事例が、『經典釋文』(曲禮第一)の「毋不敬」に關するもの「案毋字、與父母字不同。俗本多亂、讀者皆朱點母字、以作無音、非也」であることについては、注(26)石塚論文中に、「平山久雄氏ノ教示ニ依ル」という注記(2)を添えて、例示されている。

(29) 参照：注(26)所掲の石塚論文。

(30) 『五臣注文選』の撰進(開元六年(七一八))は、『史記正義』の撰進(開元二十四年(七三六))に先立つことわずかに十八年であり、ほぼ同時代であると言つてよい。

(31) 「曹憲、……所撰『文選音義』、甚爲當時所重。初、江・淮間爲文選學者、本之於憲」(『舊唐書』卷一八九、上、儒學傳、上「曹憲」)。「李邕、字泰和、揚州江都人。父善、有雅行。淹貫古今、不能屬詞、故人號「書籠」、……爲『文選注』。……居汴・鄭間、講授。諸生四遠至、傳其業、號「文選舉」」(『新唐書』卷二〇二、文藝傳、中「李邕」付)。

(32) 「國初尚『文選』、當時文人、專意此書。……方其盛時、士

子至爲之語曰、「文選爛、秀才半」(宋、陸游『老學菴筆記』卷八)。

(33) 例えば、明の王象乾『文選音注』(内閣文庫藏・和刻貞享四年刊本)の音注は、ほぼ『六臣注本』に同じ(「別」<sup>㉔</sup>に ついては<sup>㉕</sup>にのみ「入聲」とある<sup>34)</sup>)。清の余蕭客『文選音義』(乾隆二十三年刊本)では、「誥」「表奏」「碑」「曲逆」など、李善本・五臣本・六臣本に音注の無い幾つかの字に、音注が見られるが、同時に、共通字への共通の音注も多い。しかし、兩書のいずれにおいても、現行諸本の「文選・序」の音注に關する系統的な專論は見られない。

(34) 本書(明、王象乾『文選音注』)や『六臣注本』において、「別」の<sup>㉔</sup>の用例に「入聲」の音注を加えないのは、<sup>㉔</sup>が自動詞的用法であるので、狹義の「破音」の用例には當たらず「如字」の用法に屬する、と考えたためかもしれない。その場合は、『五臣本』の音注を『六臣本』に移行する際に、或程度度の質的な吟味が行なわれていたことになる。

〔補注A〕注(4)所掲の明州本は『五臣李善本』であるが、全卷巻頭の「文選目錄」では「李善并五臣注」と誤記し、巻第一の冒頭では「五臣李善注」と正しく記している。

〔補注B〕ただし、『六臣注本』の「序」に「四言五言、區以別矣」への音注が無い、という點から言えば、抽出・轉載時に『五臣注本』も併せて参照された可能性が大きいであろう。

李善注本「文選序」の音注について(松浦)